

## 秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マーク利用許諾取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マーク（以下「認証マーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 認証マークは、秋田県介護サービス事業所認証評価制度の基準を満たし、認証を受けた事業者（所）であることを示すものとする。

### (利用の資格)

第3条 認証マークを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 秋田県介護サービス事業所認証評価制度の認証を受けた事業者（所）
- (2) その他、健康福祉部長寿社会課長（以下「課長」という。）が特に必要と認める者

### (利用の許諾の申請等)

第4条 認証マークを利用しようとする者は、あらかじめ課長の許諾を受けなければならない。

- 2 許諾を受けようとする者は、利用申請書（様式第1号）を課長に提出しなければならない。
- 3 課長は、許諾の申請を行った者に対し、必要に応じて資料等の追加提出を求めることができる。

### (許諾の手続)

第5条 課長は、第4条第1項の許諾の申請があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは許諾を行うものとする。

- 2 許諾は、利用許諾書（様式第2号）により行うものとし、許諾管理簿（様式第3号）により管理するものとする。

### (許諾の制限)

第6条 課長は、許諾の申請を行った者の認証マークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾をしないものとする。

- (1) 秋田県介護サービス事業所認証評価制度の信用や品位を損なうおそれがあると認められる場合
  - (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合
  - (3) その他、著しく不相当と認められる場合
- 2 課長は、許諾を行わない場合は、利用不許諾通知書（様式第4号）により当該申請

者に通知するものとする。

(許諾を受けた者の遵守事項)

第7条 許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証マークの利用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 当該許諾に係る利用対象物件等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。  
ただし、当該完成品の写真又はサンプルの提出が困難な場合には、課長が別に指示する物を提出すること。
- (4) その他知事の指示に従うこと。

(許諾の取消し)

第8条 課長は、利用者がこの要領及び許諾の内容に違反していると認められるときは、許諾を取り消すことができる。この場合において、生じた損害について、利用者がその責めを負うものとする。

2 前項の規定による許諾の取消しは、利用許諾取消書(様式第5号)により行うものとする。

(賠償責任等)

第9条 次に掲げる場合に生じた損害について、第8条第1項後段の規定を準用する。

- (1) 課長が許諾を行ったことに起因し、利用者に損害が生じた場合
- (2) 利用者が、利用対象物件等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合
- (3) 利用者が、認証マークの利用に際して県に損害を与えた場合

(雑則)

第10条 この要領の制定及び改廃は課長が行う。

附 則

この要領は、平成29年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マーク利用申請書

令和 年 月 日

（宛先）

秋田県健康福祉部長寿社会課長

（申請者）

住 所

事業者(所)名

代表者氏名

秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マークの利用の許諾を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

対象物件 （※1）	<input type="checkbox"/> 事業者（所）の看板 <input type="checkbox"/> 事業者（所）の自動車 <input type="checkbox"/> 役職員の名刺 <input type="checkbox"/> 事業者（所）のリーフレット等印刷物 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利用開始	令和 年 月 日 ～
添付書類 （※2）	
連絡先	担 当 者 （ ） 電 話 番 号 （ ） メー ル ア ド レ ス （ ）

※1 該当する対象物件にチェックを入れてください。

※2 利用の仕方がわかる実際の実稿やサンプル等を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マーク利用許諾書

令和 年 月 日

様

秋田県健康福祉部長寿社会課長

令和 年 月 日付で申請のありました秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マークの利用について、次のとおり許諾します。

1 利用許諾対象物件及び利用許諾番号

対象物件 :

利用許諾番号 : 長寿 ー

2 利用許諾開始日

令和 年 月 日 ～

3 その他

秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マーク利用許諾取扱要領第7条の規定を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マーク利用許諾管理簿

許諾番号	長寿 ー
事業者(所)名	
対象物件	
利用開始	令和 年 月 日 ～
連絡先	担 当 者 ( ) 電 話 番 号 ( ) メールアドレス ( )
許諾番号	長寿 ー
事業者(所)名	
対象物件	
利用開始	令和 年 月 日 ～
連絡先	担 当 者 ( ) 電 話 番 号 ( ) メールアドレス ( )
許諾番号	長寿 ー
事業者(所)名	
対象物件	
利用開始	令和 年 月 日 ～
連絡先	担 当 者 ( ) 電 話 番 号 ( ) メールアドレス ( )

様式第4号（第6条関係）

秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マーク利用不承諾通知書

令和 年 月 日

様

秋田県健康福祉部長寿社会課長

令和 年 月 日付で申請のありました秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マークの利用について、次の理由により承諾しません。

理由

様式第5号（第8条関係）

秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マーク利用許諾取消書

令和 年 月 日

様

秋田県健康福祉部長寿社会課長

次により許諾した秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証マークの利用について、次の理由により取り消します。

1 利用許諾対象物件及び利用許諾番号

対象物件 :

利用許諾番号 : 長寿 ー

2 取消理由